



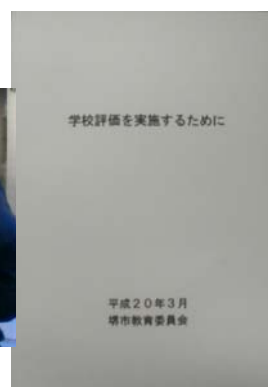
## 全学校園で 学校評価の積極的な取組を!!

学校教育法の改正に基づき、本市では本年度より新システムに則った学校評価の取組を全市立学校園で始めています。

年度当初、4月9日から3回実施した「学校評価説明会」には、各学校園からのべ384人の参加がありました。説明会では、平成20年3月に発行した『学校評価を実施するために』を用いて、なぜ今学校評価が必要なのか、学校評価をどのようにして実施していくのか等についての説明及び質疑応答を行いました。



平成20年度 第1回研究協議会



『学校評価を実施するために』

現在、各学校園では、自己評価をするための評価計画（目標及び項目の設定、評価の方法や時期等）を立てているところです。

また、「平成20年度学校評価の充実・改善のための実践研究」（文部科学省委嘱）に、本年度も10小中学校が取り組んでおり、5月27日には第1回研究協議会を開催しました。6月10日には、学識経験者や評価委員の方々を交えて実践研究校の学校評価計画について指導・助言を受け、研究を推進していきます。今後も、成果等について全市へ発信していく予定です。

### 平成20年度実践研究校

- ・原山台小学校 ・庭代台小学校 ・百舌鳥小学校 ・五箇荘小学校 ・黒山小学校 ・美原西小学校
- ・南八下中学校 ・鳳中学校 ・三原台中学校 ・中百舌鳥中学校

### 学校評価の目的

組織的な学校運営の改善  
—R-PDCA サイクルによる改善—

信頼される開かれた学校づくり  
—説明責任を果たす—

保護者・地域の方々の参画・協働  
—コミュニケーションのツール—

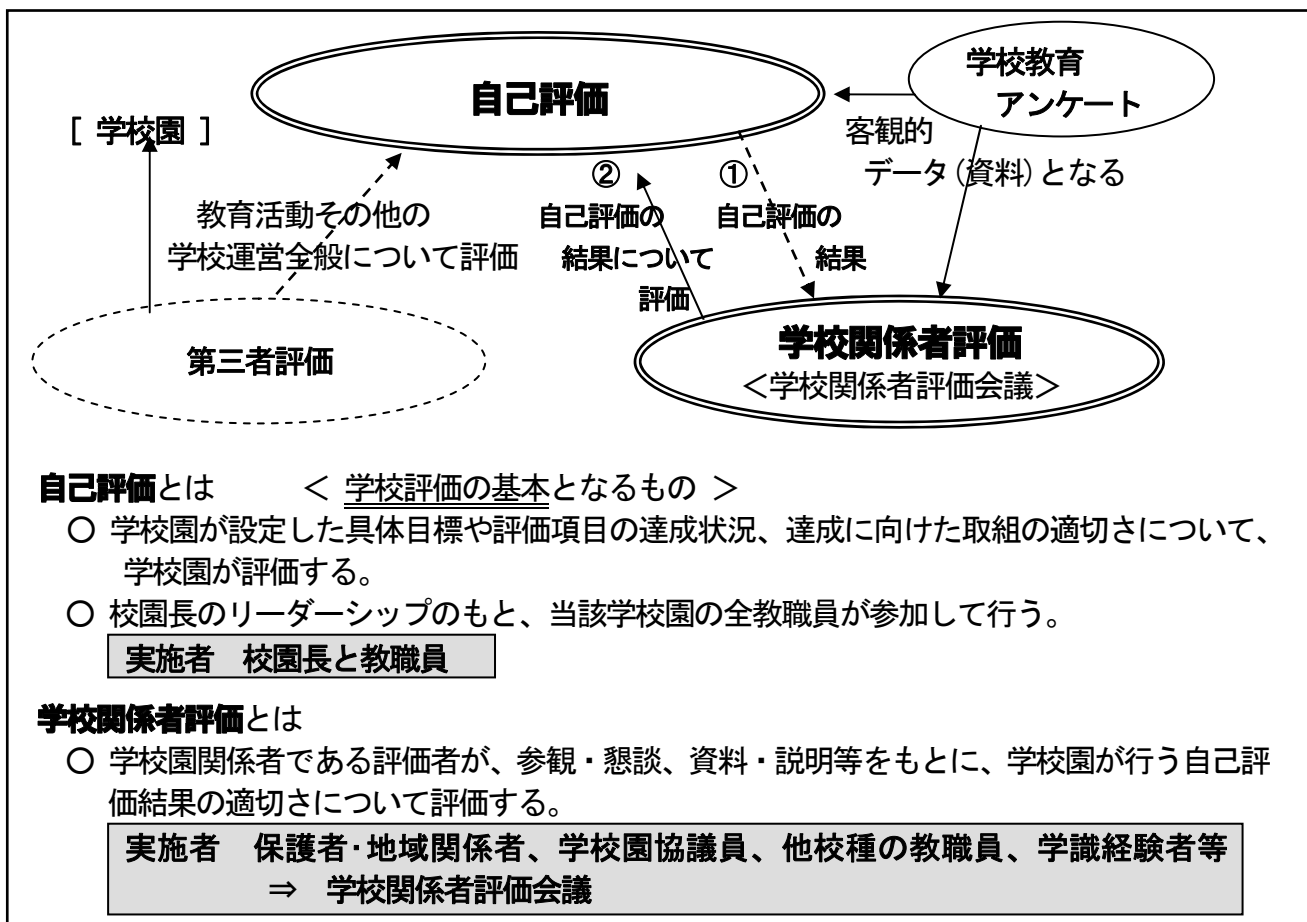
教育の質の保証と向上  
—学校や教育委員会による改善—

学校の自主性・自律性の高まりが求められるなか、教育活動等の成果を検証し、学校運営の改善に取り組むことによって、児童生徒がよりよい教育を受けることができるよう教育の質の保証と向上を図ることが重要となっています。学校園においても、教育活動やその他の学校園運営の状況について評価を行い、その結果に基づいて改善を図り、評価結果等を広く保護者等に公表していくことが求められています。

そこで、本市では、学校評価を上記の4つを目的とした取組として位置づけ、本年度より実施しています。

## 学校評価の構成

学校評価を構成する3つの要素の関係を図に示すと、下記のようになります。



学校評価の基本は、学校園が自ら設定した本年度の目標・評価項目（取組や成果）について、根拠を明確にしながらか自己を評価することです。学校園が自ら評価することにより、取組の達成状況や幼児児童生徒に成果として表れた状況を共通に認識し、次年度に向けた学校園の課題や改善点を明らかにし、改善を図ります。

そして、自己評価した結果について、学校関係者評価者に明らかにすることにより、学校園が行った自己評価（学校園全体の取組状況や幼児児童生徒に表れた成果として状況）の適切さについて評価します。

### 注意！

#### 学校関係者評価 ≠ 学校協議員会議

学校園が行った自己評価の適切さについて、学校園関係者による適切な評価を行うためには、学校園訪問の機会を積極的に設け、保育・授業や幼児児童生徒の様子を参観して学校園の実情を理解してもらうことが必要です。

しかし、学校関係者評価は、学校園が自己評価した結果について評価をするものであり、保育・授業や幼児児童生徒の状況を参観した後に意見聴取すること自体をさすものではありません。この点において、学校協議員会議とは性質が異なりますので、注意願います。但し、同じ人が学校関係者評価者と学校協議員を兼ねることは可能です。

学校評価における取組は、その年度の重点的な取組の一部分を保護者や地域に伝え、理解を図ることにもなります。評価の結果だけでなく、当該年度に設定した目標や評価項目にかかわる日常的な取組をホームページや校報等を活用して、積極的に発信していきましょう。